

第8回日豪外務・防衛閣僚協議（2+2）共同声明（仮訳）

2018年10月10日

1. 河野太郎日本国外務大臣，岩屋毅日本国防衛大臣，マリス・ペイン・オーストラリア連邦外務大臣，クリストファー・パイン・オーストラリア連邦国防大臣は，2018年10月10日，シドニーにおいて，第8回日豪外務・防衛閣僚協議（2+2）を実施するため会合した。
2. 四大臣は，2018年1月のオーストラリア連邦首相及び同年7月の同貿易・観光・投資大臣の訪日を含む，第7回日豪外務・防衛閣僚協議（2+2）以降の日豪間のより緊密な関与を歓迎した。四大臣は，共通の戦略的利益及び民主主義，人権，自由貿易及びルールに基づく国際秩序に対するコミットメントを含む共有された価値に基づく両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を更に深化させることへのコミットメントを再確認した。

（インド太平洋）

3. 四大臣は，日豪がインド太平洋地域に関する戦略的ビジョンの要素を共有していることを再確認した。四大臣は，ルールに則った国際秩序に基づく自由で，開かれ，安定的で，繁栄するインド太平洋地域を維持し，促進するため，日豪で，また，米国その他のパートナーと共に積極的に取り組む決意を改めて表明した。
4. 四大臣は，強化された海洋安全保障協力等を通じた，地域における安定し，安全な海洋秩序の重要性を認識した。四大臣は，両国間及び日米豪三か国間の海洋安全保障協力（特に東南アジアや太平洋島嶼国との緊密な協議を通じて行うこれらの地域・国々における海上法執行能力及び人道支援・災害緊急援助の分野での能力構築）を一層強化することに対するコミットメントを再確認した。
5. 四大臣は，開かれ，透明性があり，非排他的で，持続可能な，かつ，公正で開かれた競争を促進し，真のニーズに合致する，国際スタンダードに適合的な質の高いインフラ開発を通じたこの地域の経済的繁栄のための連結性向上の重要性を強調した。四大臣は，両国間で，また，インド太平洋地域におけるインフラ投資のための日豪米三か国のパートナーシップを通じ，この取組を前進させることに対するコミットメントを確認した。四大臣はまた，持続可能な発展及び主権のため，債務の透明性を含む債務の持続性の重要性を共有するとともに，対外債務の増加に対する懸念を改めて表明した。この点に関し，四大臣は，この分野における国際スタンダードのより広範な遵守

及び尊重を呼びかけた。

6. 四大臣は、演習、運用、能力構築、海・陸・空の部隊の強化された共同活動、及び戦略的訪問、米国との三か国協力、並びに防衛装備、科学及び技術に関する一層の協力を含み、より深く、幅広い防衛協力を追求する決意を再確認した。四大臣は、両国間の防衛面での関与を更に強化する一連の新たなイニシアティブを特定した。当該イニシアティブは、運用計画の相互理解を深め、両国の部隊間の相互運用性を高めることに重点を置いた、部隊演習の複雑性及び洗練度を向上させることに対するコミットメントを含む。また、四大臣は、災害対応、対潜戦、掃海等の分野を含め、日本の自衛隊及び豪州国防軍が参加する両国間及び多数国間の訓練及び演習をより広い分野で実施する機会を追求することを決定した。四大臣はまた、2019年の適切な時期に初の戦闘機訓練「武士道ガーディアン」を実施すべくスケジュールを再調整すること及び豪州において航空自衛隊と豪州空軍が参加する両国間又は多国間の訓練又は演習を実施する機会を追求することに対するコミットメントを確認した。
7. 四大臣は、共同運用及び演習を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する相互訪問に関する協定の交渉における最近の進展を歓迎した。四大臣は、可能な限り早期に交渉を妥結することに対する強いコミットメントを再確認した。
8. 四大臣は、両国の安全保障の基礎であり、より広い地域の安定と繁栄を支える日豪それぞれと米国との同盟の重要性を再確認した。この点に関し、四大臣は、米国のインド太平洋に対するコミットメント及び戦力態勢構想の実施を歓迎した。四大臣は、日豪米首脳会談、日豪米閣僚級戦略対話（TSD）や日豪米防衛相会談等を通じ、インド太平洋地域の平和で、安定し、かつ、繁栄する未来を確保するため、日豪米三か国協力をより一層強化することに対する強いコミットメントを再確認した。
9. 四大臣は、日豪印三か国の協力及び協調を一層発展させるとの意図を再確認した。四大臣はまた、日本、豪州、インド及び米国の間での協力の進展を歓迎した。

（地域及び国際情勢）

10. 四大臣は、関連国連安保理決議に従った、北朝鮮による全ての核兵器及びその他の大量破壊兵器並びに弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄という国際社会の目標に対するコミットメントを再確認し

た。四大臣は、南北間及び米朝間の対話を含む現在進行中の外交的関与を、北朝鮮に関する懸案事項の包括的な解決に向かう歩みとして歓迎した。さらに四大臣は、関連国連安保理決議を遵守した北朝鮮の非核化に向けた米国の取組に対する支持を表明した。

1 1. 四大臣は、全ての国連加盟国が関連国連安保理決議の下での義務を完全に履行し続けることが極めて重要であることを再確認した。四大臣は、北朝鮮籍船舶が関与する違法な瀬取りを含む疑わしい海上活動の警戒監視活動等を通じ、この目標に向けて協力することに対するコミットメントを再確認した。日本側の二大臣は、この目標のための豪州による海上哨戒機の派遣を歓迎した。四大臣は、2017年の国連安保理決議第2397号で課せられた2018年分の石油精製品の輸入上限に違反しているとの認識で一致した。四大臣は、北朝鮮に対し、その人権侵害を終わらせ、北朝鮮による日本国民の拉致問題を即時に解決するよう求めた。

1 2. 四大臣は、南シナ海における情勢に引き続き深刻な懸念を示した。四大臣はルールに基づく地域及び国際秩序の確保、国際法の尊重、航行及び上空飛行の自由、並びに阻害されない貿易の重要性を再確認した。また、四大臣は、係争のある地形の軍事目的の利用への反対を表明するとともに、全ての当事者に対して、こうした地形の非軍事化を追求するよう強く求めた。四大臣は、自制の重要性及び地域の緊張を高め得るあらゆる行動に対する反対を強調した。四大臣は、関係国に対して、国際法に基づき領土及び海洋に係る主張を行い、かつ明確にすること、国際海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に従って、紛争を平和的に解決することを要請した。四大臣は、南シナ海における行動規範(COC)に向けた最近の動向を認識し、実効的なCOCのための交渉の妥結を支持した。四大臣は、COCが、UNCLOSに反映されている既存の国際法と整合的であること、COCの非当事国の利益や全ての国の国際法上の権利を害さないこと、既存の地域的枠組みを強化すること、また紛争を複雑化又は激化させる行動を止めることへの当事国のコミットメントを強化するものであることを求めた。

1 3. 四大臣は、東シナ海における情勢に関し緊密な意思疎通を継続するとの意図を共有するとともに、この地域において現状の変更を試み、緊張を高めるあらゆる威圧的で一方的な行動への反対する旨を表明した。

1 4. 四大臣は、ASEANに対する関与を更に強化することを決意するとともに、インド太平洋の平和と繁栄を促進する上でのASEANの成果に留意した。四大臣は、ASEANの中心性と一体性に対する強い支持を再確認し、

地域の安全保障枠組みをリードする者としてのASEANの役割を認識した。四大臣は、政治・安全保障嬢の課題に対処するための地域の首脳主導のプレミア・フォーラムとしての東アジア首脳会議（EAS）の意義を強調した。四大臣はまた、ASEAN地域フォーラム（ARF）及び拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の継続的な貢献を歓迎した。

15. 四大臣は、太平洋島嶼国と緊密に協議しながら、太平洋の経済的及び社会的強靱性、安定性並びに繁栄を支えるための、日豪協力を強化することに対するコミットメントを表明した。四大臣は、2018年5月の第8回太平洋・島サミット（PALM8）の成功と、そこで発表された日本の当該地域に対するコミットメントを歓迎した。日本側の二大臣は、豪州の2017年版外交白書に沿った同国の太平洋への関与の強化を歓迎した。

16. 四大臣は、対話、協力及び関与を通じた中国との建設的かつ互恵的な関係の重要性を改めて強調した。

17. 四大臣は、世界の安定及び繁栄のための自由で開かれたルールに基づく貿易体制の重要性を強調した。この関連で、四大臣は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」の早期発効及びより緊密な地域の経済統合を促進する質の高い東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の迅速な妥結に向け、緊密に連携し、リーダーシップを発揮する決意を共有した。四大臣は、世界貿易機関（WTO）が、多角的貿易体制が直面する課題に取り組むとともに、地域及び世界中の個人及び企業に利益をもたらすことができるよう、WTOの機能を改善するために協力することの重要性を認識した。また、四大臣は、グローバルな貿易の自由化に対する支持及び全ての不公正貿易慣行を含む保護主義に対抗することに対するコミットメントを再確認した。

18. 四大臣は、開かれ、自由で、公正で、かつ、安全なサイバー空間に対するコミットメント及びこの分野での協力の一層の強化に対するコミットメントを再確認した。

19. 四大臣は、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び2020年NPT運用検討会議の成功の決定的な重要性を強調した。四大臣は、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）等を通じ、核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用に関する取組により「核兵器のない世界」に向けた協力を継続する決意を再確認した。四大臣は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び普遍化に向け、全てのCTBT未署名及び未批准国、特に、残る8か国

の発効要件国に対し、そして北朝鮮については優先事項として、遅滞なく、CTBTを署名・批准するよう継続的に求めていく決意を再確認した。四大臣はまた、CTBTの検証体制の強化の重要性を改めて表明した

20. 四大臣は、テロ対策等の分野で一層協力していく決意を再確認した。

(了)